

コーポレートガバナンス

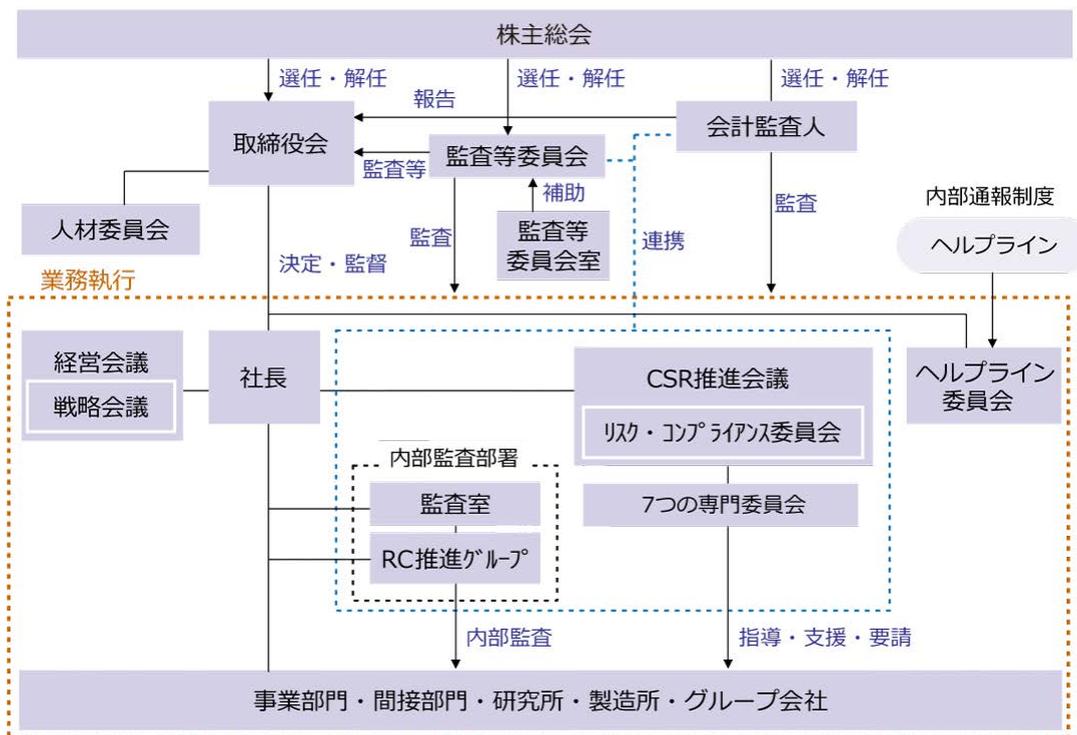
新しい価値を創造し、提供し続けることは、株主の皆様をはじめとして、顧客、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーの方々との信頼と協働によってこそ可能であり、それが持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に繋がると考えております。その実現のためには、コーポレートガバナンスは経営の重要な課題であると認識しており、常にコーポレートガバナンスの充実を図っていくということが基本的な考え方です。基本方針としては、コーポレートガバナンスコードを踏まえて、株主の皆様の権利・平等性の尊重、各種ステークホルダーとの適切な協働、適切な情報開示と透明性の確立、取締役会の独立性整備と監督機能の強化、意思決定の迅速化と責任の明確化、および株主の皆様との建設的な対話などに努めます。

コーポレートガバナンス体制の状況

当社は、監督機能と執行機能を分離するために2011年4月執行役員制度を導入し、同年6月社外取締役を設置しました。その後、段階的に社外取締役を増員しました。また、2017年6月をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。監査等委員会は、委員4名の内、社外取締役を3名選任して、経営の透明性・公正性の確保を図ることにより、経営の健全性の維持に努めています。当社は、監査等委員会設置会社として、迅速な意思決定機能と十分な監督監査機能を備えており、常にコーポレートガバナンスの充実に努めています。

当社の体制を構成する主な機関・組織は、以下のとおりです。

コーポレートガバナンス体制図



取締役会

取締役会は、業務執行に関する重要事項の審議、決議を行うとともに、業務執行を監督しています。2018年度には取締役会は17回開催されました。

取締役会は、2019年6月24日現在、8名の取締役によって構成しています。社外取締役を3名選任することで、取締役会の監督機能強化を図っています。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、経営責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応すべく、1年としています。

当社は、業務執行機能と監督機能を分離するために、2011年4月より執行役員制度を導入しました。2019年6月24日現在、執行役員は11名です。

取締役会が決定した決裁規則に基づき、業務執行体制に権限委譲しています。

監査等委員会

監査等委員である取締役は、取締役会その他の社内の重要な会議に出席して業務執行状況の聴取等を行い、業務執行取締役の執行状況を監査しています。2018年度には、監査等委員会は25回開催され、重要事項についての報告、協議、決議が行われました。監査等委員会は、2019年6月24日現在、監査等委員である社外取締役（以下、「社外監査等委員」という。）3名を含む4名の監査等委員である取締役によって構成しています。

人材委員会

人材委員会は、代表取締役及び社外取締役によって構成しています。取締役会に先立ち、取締役及び執行役員等の報酬や候補者選定などを協議する機関として設置しています。

経営会議

経営会議は、執行役員の中から社長執行役員（以下、「社長」という。）が指名した者によって構成する業務執行に関する決議機関で、原則として毎月2回開催します。取締役会が決定した決裁規則に基づき、業務執行上の重要な案件について協議し、意思決定を行います。

戦略会議

戦略会議は、執行役員の中から社長が指名した者によって構成する社長の諮問機関で、毎月1回開催し、事業執行の方向性について協議するとともに、重要な決裁事項において、執行条件の検討のため経営資源を投入することについて確認し、当該案件について業務執行の方針に関する方向付けを行っています。

CSR推進会議

CSRの方針と目標を決定し、その目標を達成する活動を円滑に進めるために、社長を議長とし、国内在勤の全執行役員を委員とするCSR推進会議を設置しています。適切なコーポレートガバナンスと内部統制をCSRの基盤と位置付け、内部統制の重要事項についても本会議で議論しています。

リスク・コンプライアンス委員会

CSR推進会議の中にCSR推進室担当取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置しています。本委員会を中心に、内部統制の中核かつ両輪と位置付けているリスクマネジメントとコンプライアンスの推進を図っています。

7つの専門委員会

リスクマネジメントとコンプライアンスの観点で特に専門性及び重要性の高い分野について、リスク・コンプライアンス委員会から分離させた専門委員会（決算委員会、独占禁止法・競争法遵守委員会、貿易管理委員会、情報セキュリティ委員会、環境対策委員会、保安対策委員会、製品安全・品質委員会）をCSR推進会議のもとに設置し、活動を展開しています。

ヘルプライン委員会

ヘルプライン委員会は、当社グループにおける法令遵守上疑義のある行為などについての内部通報制度として設置しているヘルプラインに関する役割を担っています。

内部監査部署

当社は、内部監査部署として監査室及びRC推進グループを設置し、当社の各部署と各グループ会社に対して内部監査を実施しています。

取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続

執行役員等の選任と社内取締役の候補者の指名は、化学を核とした当社の事業活動について適切な意思決定と業務執行の指揮または監督ができるよう、各事業分野、各業務領域における知識と経験を有する者をバランスよく登用しています。

これに、高い見識と多様な経験を有する社外取締役を加えて、取締役会全体としてもバランス、多様性に配慮しております。

なお、執行役員等の選解任、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者の指名に当たっては、取締役会への付議に先立って、人材委員会で協議を行います。人材委員会は代表取締役と社外取締役によって構成される機関です。委員会の答申を受けて、取締役会が決議します。

一方、監査等委員である取締役の候補者の指名に当たっては、監査等委員会の同意を得たうえで、取締役会が決議します。

役員報酬を決定するに当たっての方針と手続

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

1. 当社の役員（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、役員報酬規程および役員報酬株式交付規程に基づいて、固定的な基本報酬と業績連動型株式報酬から構成されており、具体的な算定は取締役会の授權を受けた代表取締役社長執行役員が次の方針により行います。
 - 1) 基本報酬は、固定的な部分に前年度の連結業績や各役員の業務目標に対する達成度を加味し算定しております。
 - 2) 業績連動型株式報酬は、当社の中期経営計画の実現に向け、役員の報酬と当社の企業価値の連動性をより明確にするために2018年9月より導入しております。
中期経営計画の主要な財務目標である連結営業利益等を業績連動報酬に係る指標として採用しています。対象期間の最終事業年度である2021年3月期の達成度等に応じて、役員報酬として当社株式等の交付等を行う制度です。
 - 3) 報酬等の額の水準の妥当性は、報酬調査会社から得た国内の同業他社や同規模の企業の調査結果により確認することとしております。
2. 監査等委員である取締役の報酬額は固定報酬のみとし、常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況、取締役の報酬等の内容及び水準等を考慮し、監査等委員である取締役の協議により決定しております。
3. 当社ではコーポレートガバナンスの観点から、より透明性・客観性の高い経営を目指すため、役員に関する人事・報酬に関して審議し、取締役会に答申または提言することを任務とした、過半数が社外取締役で構成される人材委員会を設置しており、代表取締役社長執行役員が具体的に算定した役員（監査等委員である取締役を除く）の報酬の内容は、人材委員会での審議を経て、取締役会にて審議・決定しております。
2018年度において、取締役（社外取締役を除く）7名に対し262百万円、監査等委員である取締役（社外取締役を除く）2名に対し50百万円、社外役員3名に対し40百万円を支給しました。
上記のほか、使用人兼務役員4名に対する使用人給与を48百万円支給しています。

買収防衛策

当社は、大規模な当社株式等の買付行為（以下、「大規模買付行為」という。大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」という。）が行われ、その大規模買付行為が当社株主共同の利益及び当社企業価値を著しく損なうと判断される場合には、株主共同の利益及び企業価値の保護のために、対抗措置を講じる必要があると認識しています。

大規模買付行為が行われた場合、これを受け入れるか否かは、最終的には当社株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであり、そのためには、当該大規模買付者からの十分な情報の提供が必要であると考えます。また、当該大規模買付行為に対する当社取締役会による評価、意見及び事業特性を踏まえた情報等の提供は、株主の皆様が当該大規模買付を受け入れるか否かのご判断のために重要であり、株主共同の利益に資するものと理解しています。

当社は、株主共同の利益及び企業価値の保護のために、大規模買付行為に対して大規模買付ルールを定めました。

大規模買付ルールとは、大規模買付者に対して、買付行為の前に、当社取締役会に十分な情報提供をすること及びその情報に基づき、当社取締役会が大規模買付行為を十分に評価・検討し、意見や代替案の取りまとめの期間を確保することを要請するものです。

このルールが遵守されない場合、あるいは、遵守された場合でも株主共同の利益及び企業価値を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は株主総会の承認を得ることを条件に会社法第 277 条以下に規定される新株予約権無償割当てによる措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

以上のような「当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針」の更新につき、2018 年 5 月 22 日開催の当社取締役会で決定し、2018 年 6 月 22 日開催の第 154 回定時株主総会においてご承認をいただきました。

なお、本対応方針の詳細を当社ウェブサイトに掲載しています。

(https://www.tokuyama.co.jp/ir/stock/anti_takeover.html)

その他コーポレートガバナンス情報につきましては、コーポレートガバナンス報告書又はウェブサイトをご参照ください。(<https://www.tokuyama.co.jp/company/governance/index.html>)